

公告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定により、長野県知事から、平成30年3月13日付けで包括外部監査人山中崇氏から提出のあった平成29年度包括外部監査の結果に関する報告に基づき、次のとおり措置を講じた旨通知がありましたので、同項の規定により、これを公表します。

平成31年3月28日

長野県監査委員  
同  
同  
同

田口敏子  
西沢利雄  
西沢昭子  
西沢正隆

1 監査の対象となった事件名

高齢者福祉施策について

2 措置の内容等

事項	区分	監査の結果等（要旨）	措置等の内容
I. 健康福祉部 各課所管事業に係る諸施策について			
【長野県社会福祉協議会活動支援事業】 日常生活自立支援事業に係る補助金額	意見	<p>当事業は、高齢者の増加や、事業の認知度の向上に伴い、有効契約件数が開始当初から急速に拡大し、今後も増加が見込まれている。このような中、実態と乖離した所要額となっているため、多くの基幹的社協においては財政的に相当厳しい状況にあり、今後の事業継続が危ぶまれる。</p> <p>県は当事業に係る実態を把握し、適正な事業が執行されるよう検討する必要がある。</p>	<p>基幹的社協の当事業における財政状況等を鑑み、平成31年度予算において、前年比9,006千円増の予算を確保しました。（基幹的社協の人件費に係る部分については前年比10,233千円増。）</p> <p>また日常生活自立支援事業のみに負担がかからないよう、権利擁護の担い手の養成等を行う「権利擁護推進人材養成事業」へ平成31年度から新たに補助する予算を措置しました。</p>